

第十三回国会 衆議院 通商産業委員會議録第三十三号

(七五二)

昭和二十七年五月十日(土曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事高木百之助君 理事多武良哲三君

理事中村 幸八君 理事今澄 勇君

江田斗米吉君 神田 博君

小金 義昭君 福田 一君

洲上房太郎君 高橋清治郎君

加藤 鐵造君 田代 文久君

青野 武一君

出席政府委員

通商産業事務官

(資源庁次長)

通商産業事務官

(資源庁次長)

通商産業事務官

(資源庁次長)

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

本日開議に付した事件

臨時石炭鉱害復旧法案(内閣提出第一五九号)

○中村委員長 これより会議を開きます

臨時石炭鉱害復旧法案を議題とし、

前会に引続き質疑を続行いたします。

本日より逐条審査に入りたいと存じま

すが、もちろん御質疑において一般問

題に触れられることもさしつかえない

ことであります。それからいへん長

い法律でありますから、まず最初は第

一章総則及び第二章復旧事業団の範圍

において御質疑を願う、大体そういう

ことにしたらどうかと思ひますので、

御了承願ひたいと思ひます。

質疑の通告がありますから、これを

許します。洲上房太郎君。

○洲上委員 昨日各派から総括的質問

がありまして、私は最後に二点お伺い

したのでありますが、逐条審査に先だつても

一度伺つておきたいのであります。

これは以下各条項に關係を持つて来

る重大問題であります。憲法の第十一

条には、日本国民はすべての基本的人

権の享有を妨げられない。第十二条に

は、国民の自由権が保障されてお

ります。第十三条には、また同様に国民は

自由を妨げられない。第二十二條には、

居住の自由が保障されてお

ります。二十九条には財産権の保護が規定され

てお

ります。きのうの炭政局長の御答

弁によりますと、この法案がかりに成

立しても、憲法違反のおそれはないと

いうことであります。もう一べん

再確認をしておきたいのですが、この

点に關する御所見をまず冒頭に伺つて

お

○中島政府委員 法律案の内容につき

ましては、十分法制意見局でも検討し

たしまして、憲法問題に關しては、全

然心配いらぬという自信をもつて提

案いたしました。

○洲上委員 昨日青野委員からも質問

があつたのであります。第二條の第

六項第十一号に、公共施設が学校と限

定されておるのであります。市町村役

場、公会堂、警察署、公立病院等は、

学校同様に鉱害を受けておる事例があ

るのであります。政府の御答弁によ

りますれば、従来公共施設の補助対象

となるものは学校のみに限つておる。

それゆゑにこの法文には学校だけをあ

げたという御説明があつたのでありま

す。本来、この法律は鉱業法の特別法

だと私は解釈しておるのであります。

さらにさかのぼつて考えますなら

ば、民法の原状回復が根本原則であり

ます。それから鉱業法は、金銭賠償と

いう特例を設けた特別法であるのであ

ります。その鉱業法に對して、ある程

度事業団をつくつて原状回復をやらう

というこの復旧法案は、さらに鉱業法

の特別法、すなわち根本的金銭賠償

でない原状回復の本則に立ち返つた建

前を大部分とつておるのであります。

ドイツにおきましては、鉱害につきま

しては民法の原則を活用しまして原状

回復を本則としておるのであります。

これは炭政局長御承知の通りでありま

す。そういう趣旨の法案であります

ので、かりに学校のみが従来公共施設

の補助対象になつており、それゆゑに

市町村役場、警察署、公会堂、公立病

院等についてはのけたと言われるので

あります。本法案の特殊の性格にか

んがみまして、この際そういう公共施

設をも、さらに加える必要がある、私

はかように思ふのであります。従いま

して学校その他の公共建物なら建物と

いうふうに改正する御意思が当局には

ないかどうか、この機会にちよつと

尋ねておきたいと思ひます。

○中島政府委員 昨日も申し上げまし

た通りに、学校以外の公共建物は現在

公共事業の対象となつておりません。

本法案で公共事業の対象を公共施設だ

けに限りしたのは、公共施設に對す

る措置としては復旧契約の中に入れ

て、それに対して一応國の補助が出る

という意味でありまして、その処理に

つきましては結局この建物は全部が加

害者の方の責任に属するわけでありま

すので、終局的にはその復旧費はすべ

て加害者が負担することになるわけ

であります。従つて取扱い上の差異とい

たしましては、学校以外の建物は復旧

契約に乘らないということ、一時的

に補助が出ないということでありまし

て、それ以外の建物は一般の私有の家

屋と同じように裁定の方に持つて行か

れるわけでありまして、従つて復旧を要

する場合には第四章で協議、裁定と

いう道が開かれており、その方に行

わけでありまして、補助金が出ないも

のにつきましてはやはりほかのもの

と同様の取扱ひをすることがむしろ適

当であると考えておりますので、ここ

に入れます。公共事業の対象をかね

ない限りは意味がございせんから、た

だいまのところはここに追加する意

思はございせん。

○洲上委員 次に進みます。第二十三

條で、これは小さい法文の書き方の問

題であります。一、号から七号まで列

記されてお

が第二項として認可の必要がしるされ

ております。三十二條、三十三條、三

四條、四十八條をそれ、認可事項であ

る。二十三條においては特に第二項に

これだけあげられた何か特別の趣旨が

おありになるのかどうか、お伺いた

します。

○中島政府委員 議決事項の中で、重

要事項はいずれも主務大臣の許可にか

けております。ただ特に定款の変更

に關しましては効力要件としての認可を

ここでうたつたわけでありまして、認

可がなければその効力が生じない。ほ

かものは許可によつて実施できると

いうことで、効力は議決でもつて一応

出て来るわけでありまして、この法律効

果的な違ひはつきりさせるために、

定款の変更だけは二項に大きなものと

してあげておるのであります。

○洲上委員 第二十八條にお

きまして、第一項が設立の負担金、第二項が

工事負担金というふうな規定が出てお

ります。第二項については昨日、九州

につきましては大体三千九百万円、宇

部につきましては五百万円ばかりだと

いうふうな説明がありました。私が

お伺ひしたいのは、第一項にトシ五

円以内の賦課徴収ができることあるのは、

三千九百万円程度にするためにトシ五

円とされたのか、トシ五円の算出の根

拠はどういう点にあるかということ

あります。

○中島政府委員 第一項の規定は、第

一に事業団設立当時におきましては、

経費の賦課徴収の基準となる復旧工事

というものがまだ全然実施されてお

りませんので、本来の原則に基づく経費の

賦課徴収ができないのであります。そ

こでやむを得ませんので、地区内の鉱

業権者に一トシ幾らという一律の賦課

をいたしまして、それで一時事業が行われて、ある期間がたつまでの間の経費を支弁するということにしております。従つてこの際賦課したトン五円以内の金額というものは、原則からいいますと均等を失する場合もありますので、これはその後において実施した計画に従つて清算をして返す、従つてこの当初の賦課徴収の五円以内の金額というものは仮払いでありまして、その後全然復旧工事の施工されなかつた炭鉱につきましては全額が返還されますし、またその年度ないしはその次の年度において復旧工事が施工された場合には、それに応じた本来の原則に基く徴収金だけを差引きまして返還するということになつております。かりに別の方法でやるとすれば一時借入れてもいいわけですが、まず事務経費は鉱業権者に負担していただくという趣旨のもとに、こういう便法を講じたわけでありまして、トン五円というのは、一年なり一年半の推定経費として三千九百万円という数字が出ておりますが、その金額をまかなうためにトン五円以内であれば大体行けるだろうというところから、上の方の限度をきめたわけでありまして、五円になるか三円になるか、それは事業団の設立の時期その他に基きまして、そのときにきめるわけでありまして、

○中島政府委員 最近の生産費は私ももちろんまだわかりませんが、大体をいたしまして、それで一時事業が行われて、ある期間がたつまでの間の経費を支弁するということにしております。従つてこの際賦課したトン五円以内の金額というものは、原則からいいますと均等を失する場合もありますので、これはその後において実施した計画に従つて清算をして返す、従つてこの当初の賦課徴収の五円以内の金額というものは仮払いでありまして、その後全然復旧工事の施工されなかつた炭鉱につきましては全額が返還されますし、またその年度ないしはその次の年度において復旧工事が施工された場合には、それに応じた本来の原則に基く徴収金だけを差引きまして返還するということになつております。かりに別の方法でやるとすれば一時借入れてもいいわけですが、まず事務経費は鉱業権者に負担していただくという趣旨のもとに、こういう便法を講じたわけでありまして、トン五円というのは、一年なり一年半の推定経費として三千九百万円という数字が出ておりますが、その金額をまかなうためにトン五円以内であれば大体行けるだろうというところから、上の方の限度をきめたわけでありまして、五円になるか三円になるか、それは事業団の設立の時期その他に基きまして、そのときにきめるわけでありまして、

○中島政府委員 最近の生産費は私ももちろんまだわかりませんが、大体をいたしまして、それで一時事業が行われて、ある期間がたつまでの間の経費を支弁するということにしております。従つてこの際賦課したトン五円以内の金額というものは、原則からいいますと均等を失する場合もありますので、これはその後において実施した計画に従つて清算をして返す、従つてこの当初の賦課徴収の五円以内の金額というものは仮払いでありまして、その後全然復旧工事の施工されなかつた炭鉱につきましては全額が返還されますし、またその年度ないしはその次の年度において復旧工事が施工された場合には、それに応じた本来の原則に基く徴収金だけを差引きまして返還するということになつております。かりに別の方法でやるとすれば一時借入れてもいいわけですが、まず事務経費は鉱業権者に負担していただくという趣旨のもとに、こういう便法を講じたわけでありまして、トン五円というのは、一年なり一年半の推定経費として三千九百万円という数字が出ておりますが、その金額をまかなうためにトン五円以内であれば大体行けるだろうというところから、上の方の限度をきめたわけでありまして、五円になるか三円になるか、それは事業団の設立の時期その他に基きまして、そのときにきめるわけでありまして、

○中島政府委員 一般の家屋の復旧に關しましては、特別鉱害の先例に徴して、また現在の各種の条件から申しまして、補助金に期待することゝが不可能であるという点が一つであります。それから他の農地あるいは道路、橋梁といった公共施設というものは、旧計画を立てるといふ必要度が少ないのであります。この二つの理由からいたしまして、事業団の復旧基本計画の中に取入れる必要がないものが少い、またその実益もないということで、ここから除いたわけでありまして、もし家屋に對しまして補助金が出る、しかも本来鉱業権者がやるべき復旧なり、賠償なりといった業務を半公共的機関で取上げる必要があれば、もちろんこの中へ入れてさしつかえないわけであり、ますけれども、実際の性格というものは、

○中島政府委員 一般の家屋の復旧に關しましては、特別鉱害の先例に徴して、また現在の各種の条件から申しまして、補助金に期待することゝが不可能であるという点が一つであります。それから他の農地あるいは道路、橋梁といった公共施設というものは、旧計画を立てるといふ必要度が少ないのであります。この二つの理由からいたしまして、事業団の復旧基本計画の中に取入れる必要がないものが少い、またその実益もないということで、ここから除いたわけでありまして、もし家屋に對しまして補助金が出る、しかも本来鉱業権者がやるべき復旧なり、賠償なりといった業務を半公共的機関で取上げる必要があれば、もちろんこの中へ入れてさしつかえないわけであり、ますけれども、実際の性格というものは、

○中島政府委員 一般の家屋の復旧に關しましては、特別鉱害の先例に徴して、また現在の各種の条件から申しまして、補助金に期待することゝが不可能であるという点が一つであります。それから他の農地あるいは道路、橋梁といった公共施設というものは、旧計画を立てるといふ必要度が少ないのであります。この二つの理由からいたしまして、事業団の復旧基本計画の中に取入れる必要がないものが少い、またその実益もないということで、ここから除いたわけでありまして、もし家屋に對しまして補助金が出る、しかも本来鉱業権者がやるべき復旧なり、賠償なりといった業務を半公共的機関で取上げる必要があれば、もちろんこの中へ入れてさしつかえないわけであり、ますけれども、実際の性格というものは、

○中島政府委員 家屋の賠償につきましては、これは全般にそうでありまして、鉱業法上当然の損害につきましては、加害者としては賠償しなければならぬ義務がある、これは明らかに規定されております。もしもこれが確実に実行されておるのであれば、今日のようない問題は起らないといふことも事実でございますが、實際上そういうふうな関係が十分円滑に行われておらなかつたといふところに問題があるわけでありまして、それを解決するためにこの法律案が立案されたという事情があるわけでありまして、そういう意味におきましては家屋を放任しておくことはなほ行き届かぬといふような感じが確かにあるわけでありまして、ただこの法律案の事業団の対象となつております農地及び公共施設につきましては補助金が出ておまして、これによつて補助金を運用し、かつ総合的な見地から計画を立てるということが、施

○中島政府委員 家屋の賠償につきましては、これは全般にそうでありまして、鉱業法上当然の損害につきましては、加害者としては賠償しなければならぬ義務がある、これは明らかに規定されております。もしもこれが確実に実行されておるのであれば、今日のようない問題は起らないといふことも事実でございますが、實際上そういうふうな関係が十分円滑に行われておらなかつたといふところに問題があるわけでありまして、それを解決するためにこの法律案が立案されたという事情があるわけでありまして、そういう意味におきましては家屋を放任しておくことはなほ行き届かぬといふような感じが確かにあるわけでありまして、ただこの法律案の事業団の対象となつております農地及び公共施設につきましては補助金が出ておまして、これによつて補助金を運用し、かつ総合的な見地から計画を立てるということが、施

○中島政府委員 家屋の賠償につきましては、これは全般にそうでありまして、鉱業法上当然の損害につきましては、加害者としては賠償しなければならぬ義務がある、これは明らかに規定されております。もしもこれが確実に実行されておるのであれば、今日のようない問題は起らないといふことも事実でございますが、實際上そういうふうな関係が十分円滑に行われておらなかつたといふところに問題があるわけでありまして、それを解決するためにこの法律案が立案されたという事情があるわけでありまして、そういう意味におきましては家屋を放任しておくことはなほ行き届かぬといふような感じが確かにあるわけでありまして、ただこの法律案の事業団の対象となつております農地及び公共施設につきましては補助金が出ておまして、これによつて補助金を運用し、かつ総合的な見地から計画を立てるということが、施

○中島政府委員 家屋の賠償につきましては、これは全般にそうでありまして、鉱業法上当然の損害につきましては、加害者としては賠償しなければならぬ義務がある、これは明らかに規定されております。もしもこれが確実に実行されておるのであれば、今日のようない問題は起らないといふことも事実でございますが、實際上そういうふうな関係が十分円滑に行われておらなかつたといふところに問題があるわけでありまして、それを解決するためにこの法律案が立案されたという事情があるわけでありまして、そういう意味におきましては家屋を放任しておくことはなほ行き届かぬといふような感じが確かにあるわけでありまして、ただこの法律案の事業団の対象となつております農地及び公共施設につきましては補助金が出ておまして、これによつて補助金を運用し、かつ総合的な見地から計画を立てるということが、施

○中島政府委員 家屋の賠償につきましては、これは全般にそうでありまして、鉱業法上当然の損害につきましては、加害者としては賠償しなければならぬ義務がある、これは明らかに規定されております。もしもこれが確実に実行されておるのであれば、今日のようない問題は起らないといふことも事実でございますが、實際上そういうふうな関係が十分円滑に行われておらなかつたといふところに問題があるわけでありまして、それを解決するためにこの法律案が立案されたという事情があるわけでありまして、そういう意味におきましては家屋を放任しておくことはなほ行き届かぬといふような感じが確かにあるわけでありまして、ただこの法律案の事業団の対象となつております農地及び公共施設につきましては補助金が出ておまして、これによつて補助金を運用し、かつ総合的な見地から計画を立てるということが、施

○中島政府委員 家屋の賠償につきましては、これは全般にそうでありまして、鉱業法上当然の損害につきましては、加害者としては賠償しなければならぬ義務がある、これは明らかに規定されております。もしもこれが確実に実行されておるのであれば、今日のようない問題は起らないといふことも事実でございますが、實際上そういうふうな関係が十分円滑に行われておらなかつたといふところに問題があるわけでありまして、それを解決するためにこの法律案が立案されたという事情があるわけでありまして、そういう意味におきましては家屋を放任しておくことはなほ行き届かぬといふような感じが確かにあるわけでありまして、ただこの法律案の事業団の対象となつております農地及び公共施設につきましては補助金が出ておまして、これによつて補助金を運用し、かつ総合的な見地から計画を立てるということが、施

設そのもの及び影響並びにその広
がつておる地域というものを考えた
きにどうしても必要があるので、事業
団の事業の対象としておるわけであ
りますが、しかしその場合におきま
しるも公共施設の復旧費というものは、理
論上飲業権者の責任に属する範囲内
においてはずべて全額を飲業権者が負担
するのであつて、一時的に補助金は出
すけれども、これはあとで償還する
といふことでありまして、本来の意味
の補助金ではないのであります。それ
から農地関係につきまして補助金は出
ますが、半面におきまして農地に対す
る飲業権者の賠償の限度というものは、
限度一ぱいに支払ふべきことを前
提としておりまして、賠償の限度一
ぱい支払つて、なおかつ復旧費に足り
ないといふ場合には、飲業権者として
はすでに責任を果して、いつまでも
農地がもう少し残る、それを国家的に
救済するためにさらに追加的に補助金
を出す、これはほんとうの意味の補助
金でありまして、それ以外の分につ
きましては、実は補助金は出しておらぬと
考へてもさしつかえない。その際にな
らば公共施設あるいは家屋に対しま
しても補助金を出す方がよいのではな
いかといふ考へ方は、原則論は別とい
ひまして、現在のこの問題を片づけ
るためには必要ではないかといふ見地
から一応考へられるわけでありませ
れども、しかしこれをあまりに甘く
たしますと、飲業権者そのものが自己
の果すべき責任を果さないで、いた
ずらに問題を累積して、結局におい
て国にそれを助けてもらふというよう
な風潮を助長することになりますの
で、そういう考へ方自体をとることが

適當でないといふことは、言わざるを
得ないと思ふのであります。しかしこ
れを放置できないために、一般の公共
施設につきましては、ただいまのよう
な方法をもつて取扱つております。ま
た家屋等につきましては、本来の飲業
法ないしは民法その他の諸法上保護さ
れております公益といふものが、現実
にそれだけ実現しておらないのを助け
るために、通産局長の裁定という制度
を開きまして、被害者の方がいさし
容易にこの点を主張できるようにいた
したい。これ以上家屋等に対しまし
て国が干渉することは、むしろ飲業権
者を不必要に助けるような結果にもな
りますので、それらのことを考へまし
て適當でないと思へるのであります。

○調上委員 大体その補助金を返還さ
せるという、先の方の規定になります
が、これについてもなお委員諸君
には大分問題があるだらうと思ふので
あります。先ほどから繰返して申し
ますように、政府が国庫の負担におい
てやつてくれといふ——これは衆議院
の決議として議院で決定された意思
表示であります。これを尊重するな
らぬかといふことを昨日から聞いて
おりますのであつて補助金々々とい
ますが、もう少し金を出させたらよい。
大蔵省に対してあまり過激なものは
ないか。最後には大蔵大臣もここにひ
つぱり出すことになるだらうと思ふの
であります。通産当局の金のとり方
が下手か弱いかじやないかと思ふの
です。これは重要な問題でありまして
とまでやつと残つて来る問題になりま
すが、これについてある程度しつかり
した方法を考へないと、昨日もどな

たかの発言にありました。これは治
安問題になつて憂慮すべき事態が起
るかも知れないと思ふのであります。
第一条には民生の安定をはかるとい
うことが書いてあります。私は治安の
維持をはかるという文句を入れなけれ
ばならぬと思ふのであります。飲業
の悲惨な状態を局長その他はよく
御存じであります。これは事態によ
つてはおそらく不祥事件が頻発する時
期があるのではないかと、これを私
は憂慮しておるのであります。補助金
がもらえぬからとか、あるいは結局返
させなければならぬからといふような
小さい小乗的な考へではなしに、しつ
かりした考へでこの問題を御考へ願
たいと思ふのであります。ただいまの
御説明によりますと、飲業法では賠償
金が規定されておるが、それが遵守さ
れないといふ。またこの法案がさうい
うことになるならわれ／＼は審議を
する必要がないと思ふのであります。
この問題はおそらく他の委員からも出
ますしやう。あとにやつと出て来まし
やうが、これは根本的の重大問題の一
つであるといふことをこの機会にちやん
と申し上げておきたいと思ふので
あります。統一して案文について聞きたいのです
が、解散の場合が第四十一条にありま
す。この間も小野田の市長がちよつと
指摘しておりましたが、破産による解
散、これはあり得るでしやう。事業団
が解散した場合残つた飲業はどうなる
か。この措置が何ら予想されていな
い。うであります。どういふ考へで
ありますか。

○中島政府委員 破産による解散とい
うことは理論的に一応考へざるを得ま
せんのでここに書いてございす。ま
た場合に上つてはさういふことも起
得ないとは限らないわけでありませ
ん。本来事業団が正当にまた堅実に運用さ
れる限りはさういふことは起り得ない
わけでありませうが、もしもさういふ
うなことになる場合には、その事業
団は解散いたしますけれども、飲業が
残つております限り、またこの法律が
効力のあります限りは、新しく事業団
を結成させましてその事業を継続させ
るといふことが必ずあることと思つて
おります。ただその解散後の措置ある
いは清算の方法等につきましては、こ
の法律には詳しい規定はございせん
けれども、それはいづれ必要となる時
に法律なりあるいは政令でもつて規定
する予定でございまして、現在そこま
で手が行き届いていないといふことを
御了承願ひます。

○調上委員 私が伺ひたいのは、
その事業団の解散手続やあとの手続の
問題ではなくて、残つた飲業をどうさ
れるかといふことを聞いておるので
す。悲惨なるあの実情をそのまほつ
たらかして置くのか。何らかの理由で
事業団が解散したあとの飲業はどう処
理される見込みか。さういふ場合を予
想されておるかといふことを今伺つて
おるのであります。

○中島政府委員 それはただいま申し
ました通りに、飲業が残つており、ま
たこの法律が有効であれば、新しいも
つと堅実な事業団をつくり直しまし
て、それにやらせることになると思ひ
ます。

○高橋(清)委員 私はこの法案にとら
われずに一般論で少しお尋ねしたい
と思ふのであります。大体大臣にお尋
ね申したいのですが、見えませんから

中島炭政局長にお尋ねいたします。飲
業と申しますが、前の特別飲業は全部
原状回復したのですかどうですか。そ
の残りを一般飲業の方へ持ち込んで来
るようなことがあるのですか。その
点、その点を前提としてお聞きして
おきたい。

○中島政府委員 いわゆる特別飲業は
あの法律にありますが定義に基きまして
明確に特別飲業であるという認定を
いたしております。その種類が復旧費推
定七十九億といふふうになつておりま
すが、特別飲業としてはそれ以外に範
疇的には入り得ない。それ以外のも
のが一般飲業でありまして、特別飲業は
特別飲業で別の法律でもつて復旧され
ております。現在までに約三分の一は
復旧されております。まだ相当残つて
おりますけれども、これはなお別法で
もつて継続する。もしも特別飲業がこ
の特別飲業復旧臨時措置法の有効期限
内に処理できない場合には、またそ
らの方の法律の延長なり何なりとい
ふことが問題になるかも知れませんが、
そこで残つたものがこの一般飲業の法
律に入つて来るといふことは一応考へ
られておりません。

○高橋(清)委員 そうすると、だめを
押しませんが、特別飲業の復旧に属して
おるものは今回の一般飲業の分に入つ
ていないと断言できるわけですか。

○中島政府委員 その通りでございま
す。

のだからと思いますが、そういうことを検討せず、ただテーブルの上だけでそういうことを許可されるのですか。今までそういうことを十分技術的科学的に研究して、施業案を許可しておるにかかわらず、そういう思わざる被害が起つて来たのであるかどうか、その点をひとつ伺いたい。

○中島政府委員 もろん施業案を許可いたしました場合には、実地の調査もいたしております。ただ利害関係者と必ず協議をするかどうかという点につきましては、必ずしもそういうところまでは行かないものが大多数であろうと思ひます。特に地元との関係の被害観念が強い場合には、協議もいたしておりますけれども、普通の場合にはそういうふうなこともやらないで、ただ技術的に坑内の探掘方法及びその周囲の状況を考えまして、この程度であれば安全であるという認定のもとに許可いたしておるわけでありまして、その際特に鉱害の予想をいたしまして、この施業案であれば上の方には大した影響がないという認定を下した場合に、初めて許可をするということではなくて、ある程度の被害が出ることは、これはもういかなる方法をもつてしても予想されますが、ただ現在の探掘方法につきましては、これがまず一番妥当な方法であるということを認定して、そこで許可するわけでありまして、従つて施業案がいかに十分に研究も、実際に調査して許可されても、現在出ているような鉱害を非常に大幅に防ぐことは、ちよつと期待できないと思ひます。

○高橋(清)委員 昨日わが党の山手君からもお尋ねいたしました通り、未然

に危険を予知したならば、その予防設備をやつて後探掘をしたならば、被害を最小限にとどめることができるだろうと思ひますが、今日まで施業案を出した際にこうしたようなことはいたしたか。また資源庁としては、今日までこういうような施業案に対して、どういう立場で、どのような認可の方針をとつておりますか。その点を伺いたい。

○中島政府委員 今日まで施業案を許可いたしましたときには、地方の鉱害の予想が、影響が非常に大きい場合には、掘り方等を十分研究いたしまして、最も安全な方法でこの計画をつくらしてあります。その一番著しい例は、昨日の問題になりました日本炭鉱、日本化成の例でございまして、これは、現在の技術標準からいまして、どういふ方法でどこを掘れば上が危険であるか、ないかというふうな確信のある結論が、実は非常に出にくいのであります。やりました一応の暫定措置をいたしまして、まずこの辺をどういふやうな掘り方をしてみようというやり方で、第一段に施業案の許可をいたしてあります。そういうやうな状態でありまして、昨日も申しました通りに、遺憾ながら日本の探掘技術ないしは一般の科学の水準というものが、探掘と地方の鉱害というものを対する非常にこまかい因果関係の計数をつかんでおらないという状況であります。そこを基本的にもう少し固めるといふことをいたさない限りは、一番一般に影響の深い鉱害問題を科学的に片づけることは実はできない状況であります。しかし現状におきましては、知らされておる限りの最善を盡して、できるだけ鉱害を防

ぐ方法をもつて頼らしております。それから保安の問題であります。保安法規は先年でございまして、それ／＼監督官が実地にすてにまわつております。現在まで特に保安の方で重点を置いておりますのは、坑内保安の方であります。坑外保安、つまり、坑外につきましては、どちらかといへば、率直に言つて手がまわりかねておる状況であります。しかしこれも、先般から国会の審議の経過から申しまして、も、またこの間の鉱害対策審議会の結論に従ひまして、いまだ少し坑外保安に力を入れなければならぬということが十分認識されまして、今後におきましても、今までより一層坑外に対する保安装置といふものを十分考慮して、施業案なり何なりを慎重に検討するといふやうに方針がきまつております。

○高橋(清)委員 資源庁にもう少し拡大して質問したいと思ひます。通産省においては、石炭、亜炭に対しては、多少偏重した取扱ひをしておる傾向があるものであります。たとえて申しますならば、常磐炭鉱の鉱山行政につきましても、仙台東産局の管轄地域であるにかかわらず、登録とかいふやうな事務は仙台東産局に取扱はれるが、施業案とかいふものは東京通産局に取扱はれる。石炭だけではなくして金属鉱山も取扱はれるというなら別であるけれども、そういうやうに本省に直結させるやうなことをやる。仙台東産局鉱山部においては、この問題について、いわゆるなわ張り争ひのやうなもので、向うに返還してくれと言つておるけれども、本省においては、さらにこれを受付ける様子がない。こういうことは、われ／＼から見ればはなはだ不公平な現象であります。一体どういふわけである。ただが半分が東京通産局で、半分が仙台東産局なのか。それをひとつお尋ねしたい。

○山田政府委員 私からお答えを申し上げます。常磐炭田につきまして、仙台東産局の仕事をすべき点を東京通産局の仕事にしている点があつておかしいのではないかと、また仙台の通産局から意見があるのに、本省では全然受入れておらないというお話でありました。が、常磐炭田地帯につきましては、御承知のように、福島県、茨城県の両県にまたがつて炭田地帯をなしております。炭坑がまたまた地帯を形成しております。それでずつと昔は、御案内のように、仙台の鉱山監督局、東京の鉱山監督局にわかれておつた時代もございまして。しかし一つの炭田地帯が両方の行政官庁にわかれておりましたために、その面から非常な不便が多うございました。ああいつた一つの炭田地帯をなしておりますものは、一つの行政官庁がめんどうを見た方が全般的に有利だと考えまして、御承知のように、平に石炭局を設けて以来、平石炭局がその総合的な石炭行政に當つて来たわけでありまして、これを廃止いたしましたときに、やはり同様な趣旨で平に石炭事務所を設けて、現地における第一線の石炭行政を事実上平の石炭事務所とまとめやつておるやうな次第でございます。お説のように、これにつきましては、鉱業法規の登録とか、そういう問題につきましては、なるほど仙台の通産局と両方に折衝しなければならぬやうな事情もあつて、仙台の通産局の方からも、これは何とか考え

てもらえないかというお話はしば／＼

ございました。われ／＼部内ではいろいろ検討いたしましたのであります。現在の状況では、先ほど申しましたやうに、一つの炭田を二つに分けて両方の通産局の所管にいたしますと、かえつて現在の石炭行政上まづい点が多い、どちらかにするといふことにいたしますれば、わざ／＼仙台の通産局に移管するほどの現在の状況でもない、これは両方ともいろいろ議論もございしますが、現状をただちに變更しなければならぬだけの差迫つた理由もない、やはり統一した一炭田地帯として統一した行政機関がある方が何かに比べて石炭行政上便利である、かやうに考えまして、現在通り平の石炭事務所を現場の第一線に置きまして、東京通産局、資源庁、こやういふ形で石炭行政をやつておるやうな次第であります。

○高橋(清)委員 一本にしてゐるということでありましたが、登録出願は仙台がやつておるのではないですか。そうしたら一本ではないじゃないですか。か。どういふことですか。

○山田政府委員 法規の形におきましては一本ではありません。登録、出願の関係は、仙台の通産局に移してあるものであります。そういう点はございします。私の申し上げておりますのは、石炭の実地の行政面の点であります。たとえば施業案を認可いたしますとか、技術指導いたしますとか、あるいは現実のいろ／＼な業界との共同研究をいたしますとか、あるいは輸送の問題を取扱いますとか、そういうことがたくさんあります。現場の埋蔵量を調査するといふこともございしますが、すべての現場の実地の行政面を一本にして、平の石炭事務所を中心として働いてい

るという関係でありまして、出願、登録の關係は仙台通産局に事実上分担してやつていただいている、かような關係になつております。

○高橋(清)委員 私には石炭の偏重ということを中心として今一例を申したのですが、今の問題は、昨年の暮においても、仙台通産局から事務次官あてに、南うに返還してもらいたいという公式文が出てはいるはずであります。次長はそれを御存じであるかどうかわかりませんが、それは正式に出ております。それからこれは業者の便利でやつたのだという回答であります、業者が便利であるならば、常磐炭田のみならず通産省関係の者から、こういうように業者が便利だから、こうしてくれという請願、陳情があれば、やはり今のようになっているのであるか。それをひとつ聞いておきたい。そうであるならばよろしい。

○山田政府委員 先ほど来繰返して申し上げましたごとく、石炭がたゞ／＼常磐炭田という一つの地帯をなしてあります關係上、あつたに総合的な現場の行政機關が一つあつた方が行政上非常に有効であり、合理的である、かように考える次第であります。業者の陳情があつたために、さうにきめたわけではございません。もちろん実際の面におきましては、常磐炭田の業界の大多数の方々は、一本の行政機關であることがやはり望ましいと言つておられますが、われ／＼といったしましては、むしろ石炭行政推進の面から、この方が有利である、かように判断いたしておる次第であります。

○高橋(清)委員 どうも大臣と次長の答弁が食い違つておると思うのです。

これは業者からの申入れと請願によつて大臣はかくわけたという私に対する答弁ですが、次長はまるつきりそれと違つたような答弁ですから、これはこの次にいたします。

たゞいま議題になつております本法案は、鉱業法の賠償規定をカバーするための特別立法であると思うのですが、一体この鉱業法の賠償規定につき、本法案の対象となる石炭及び亜炭以外の鉱害の賠償は、何ら支障なく行われておると思つておるのかどうか。その点を次長に聞いておきたい。

○中島政府委員 私は石炭及び亜炭の關係が主務であります、ほかの金属鉱山等につきましても、もし鉱害があらますならば、このような措置の中に含まれるわけでありませうけれども、今日までのところは石炭の鉱害ほど大きなものはないという認識のもとに、こういうように石炭及び亜炭だけに限つた法律を出したわけでありませう。

○高橋(清)委員 ばくは資源庁次長に聞いたので、炭政局長に尋ねたのじやないのです。これは炭政局長としても、石炭の方を重点として力を入れて、そつ答えるのが当然であるが、とにかく次長に聞いたところでよくわからぬと見えるから、一切抜きにいたして、次の機会にすることにいたします。

とにかくすべてこういう重要物資の採掘とか何かにあつて、そのために受けたところの鉱害に対して、そこに何らかの再生する道、あるいはこれを解決する道と與えてやるということとは、国家的見地から見てもきわめて必要なことではあるけれども、しかしそれは一方に偏して行われてはいかぬ。他の方面にもよく及んで、石炭ばかりじや

なくて、他にも同様な、そういうたよな鉱業がないかどうかということ調査してみなければならぬと思うのです。金蔵山の方におきましても、現に私の地元においては、ある小さな会社が毎月三十万円ずつ採つております。

こういう金蔵山があるのに、資源庁ではおかまいなしである。かつてこれとは話が違ひますが、松尾鉱山で政府の命令によつて戦時中に三万トンの硫化鉄を無理やり安く出させられた。ところがこれが今度鉄道が運ばないので、火災を起して、三万トン焼けてしまつた。これに対して私はこれは政府の責任であるから、賠償すべきだと言つたのに、一文も出しておらぬ。こういうような措置が一方に行われておる。そういうようなことは今回の一般鉱害賠償の規定をするについてもあつてはならない。すべて各般にわたつて、石炭と亜炭だけでなく、他の金蔵山に対してもあるかないか、こういう問題を調査して、そういうものを対象としてやらなければならぬということを私は強調したい。

今日は大臣が見えておりませぬし、どうも次長さんは資源庁として、地下資源に対して私の考えと違ふようですから、きようはこれで私の質問を打ち切りにいたします。

○中村委員 田代君。今日も大臣は第一番に委員長にはつきりお聞きしたいんですが、昨日並びに本日におきましての委員会の審議におきまして、きのうは総括的なわれわれの質問でありましたので、当然これは政府の最高責任者が来て答弁しなければならぬ。ところがこれに対して大臣も来なければ、次官も来ておらな

い。それに対して委員長は、こう／＼こういう理由で、大臣も来られなかつたし、また次官も来ないし、これに対する責任はこういたします、きようはこうやつておるということをはつきりわれ／＼に釈明してもらいたいと思つた。先ほど淵上委員の質問の中にも重要な質問が出ております。では國家予算をどうするとか、これに対して大蔵省はどのくらい予算を組むつもりであるか。そういう重要な問題は局長がいつたつて解決しない。当然私は少くとも大臣なり次官なりが来なければ、解決しない問題であるにもかかわらず、委員長はそれに対して何らの責任を持つておらぬのか。あるいは政府があまりわれ／＼をなめておるのか、その点がはつきりしません。ですから私はもちろん、これは言うまでもないこととて、要望するわけなんです、委員長は今後大臣なり次官なりをひつぱつて来て、われ／＼の満足の行く答弁をさせられるかどうか。まずそれを明らかにしていただきたいと思つたのです。

○中村委員 大臣は昨日はよんどころのない所用のため出席が不可能でありました。次会からは御希望に極力沿うように努めるつもりでありますから、御了承を願います。

○田代委員 それではぜひ責任を持つてやつていただきたいと思います。

簡単に二点ばかり質問をしたいのですが、第二十集の評議員会の構成の問題です。当然この法案の趣旨をいたしまして、また本質から申しまして、これは被害者が一番重要な關係がある立場にあるわけですが、従つて当然評議員会なるものが評議し、決定する場合に、被害者の意見が最も多く尊重

され、またその意見が通るような構成にならなければ、非常にこれは危険であるし、また相済まないことです。その場合、第二十集によりますと、評議員会の構成が大体三つにわけられておる、その資格が出ておるのですが、今申し上げましたように、もつと多く被害者の代表を評議員会に出すべきだというのが、筋の通つた話になるのですが、政府また原案作成者の意向として、大体どういふ比率でこれを出そうとしておられるのか。もつともその中には、各号の評議員が總数の二分の一を占めることとなつてはならないという漠然たる限界が出ておる、大体これを具体的に運ばれる場合にどういふ比率で運営されるのであるかというように点を質問したいと思つた。

○中島政府委員 この一号、二号、三号の比率は、実はまだ明確にはきまつておりませぬ。ことに事業団の地域の広狭等によりましてかわつて来るわけでありませう、大体の基本的な考え方是一号と二号、つまり被害者と被害者の教は同数にする。それから第三号の關係の人員は一号、二号よりも少い、要するに大部分を被害者、被害者で占めまして、第三号が一部を占める。その被害者、被害者の比率は同数にするという原則を一応立てております。

○田代委員 私はおそらくさういうことであるだろうと思つておつたのであります。そうなりますとやはりこの法案の基本的趣旨からいって非常に不公平じやないか。もちろんこれは通念なんです、被害者、租税権者の方がいつも強いので被害者がいつも迷惑し、また弱い。実害から申しまして

五

被害者一方のものでなければならぬ性格のものであるし、またそういう精神でつくられたものであると思ひますが、そういう場合に加害者である被害者、あるいは租税権者と被害者の代表が同数であるという事は非常に不公平である。また運営上これではいけないと思ふ。当然これは少くとも被害者の方が租税権者、租税権者よりも多いという原則を貫かなければならぬと思ふのですが、これに対する御見解を伺いたいと思ふのです。

○中島政府委員 本来この評議員会なるものは、利害の対立したものを表決できるという性格ではないと私は考へておられます。租税権者は自分の負担の限度というものが法律上基準がきまつておられますので、従つてかりに評議員会でいかなる意見が出ても、それ以上の義務はないわけでありまして、その点につきましても議論の余地は非常に少ない。

それからどの地区をどういうふうな復旧をするかといううなことは、技術的に大部分がきまるわけでありまして、従つてこれも加害者と被害者の立場からどちらに動くといううな性質のものがある。そういううな関係から申しまして、また評議員会そのものが事業団の一つの組織であるというところから考へても、お互いにその中でもつて結論を争うといううな性格のものではないと思つております。それにいたしまして、被害者と加害者の利害が対立する場合は一応同数として、そこで第三者的なものに最終的なキヤスチング・ダートを持たせるというところを考へておりますので、従

つてこれが一番公平だと思ひます。これに被害者の立場というものを考へます場合には、むしろ第三号の第三者というものはどちらかといえば被害者の感情を持つことが多いためであり、それから、租税権者としてはこれでは非常に不利であるといううな意見もあるに非ざらぬと思ふので、全体的に見てこの比率は公平なものだと私は考へております。

○田代委員 私はこれは決して公平ではないと思ふ。この評議員会なるものは非常に難観されるうな発言でありましたが、非常に重要な権限を持つた委員会であるし、それから被害者がいつもいじめられる立場に立つてゐるのでありまして、圧倒的に強くて、実際の金の出し入れとかなんとかいう問題になりまして非常に不利な立場になるし、またこの問題でいろいろ問題が審議される範囲外のものがある場合には、大してここには問題にならないから心配を要しないということでありまして、評議員会ではいろいろ問題が出る、加害者と被害者とのその利害関係という面が当然出る。そこで出た意見というものが必ずしも、そこで出た事業を運営し、あるいはまた復旧する場合に影響を及ぼすことは明らかで、そういう意味からどうしても被害者の代表者であるだけ多数入れるという趣旨が貫かれないと、第三号による学識経験者あるいは長が大体被害者の立場をとられるであらうと思ひますが、必ずしもそうではないと思ひます。この間の公聴会によりまして、

大学教授の御発言は決して十分被害者の立場に立つておりません。そういう点からこれはなお修正し、被害者の代表者をできるだけ——しかもその被害者も職業的にやつておられる人よりはむしろなまに被害を感じておられるうな代表者を入れるという態度をとるべきであると思ひます。そういうふうにしてもらいたいということを私は要望しておきます。

それから第三十一号の第六号目の「地域内の家屋等の復旧工事に要する費用の貸付」ということが出ておるが、これは大体どういう意味ですか。これは質問です。

○中島政府委員 これは家屋、墓地等の復旧に關しましては復旧事業計画に入れられ、また補助金も出ておられるので、それを復旧しようという租税権者の意思がありまして、金融的にその余裕のない場合がありまして、それを促進するために事業団が金融をしてやるという道を開いたわけでありまして、しかしながら事業団そのものが本来的に金を持つておるわけではございませんので、借入金あるいは復旧事業債の調達によりまして、資金がきまりました場合には、この規定を運用しまして貸付けをする場合もありまして、貸付けをする場合にはもちろん租税権者に対して、こういう家屋の復旧をするからという点を確認いたしまして、担保をとつて貸付けをするというところになるわけでありまして。

○田代委員 これは抽象的な意味では非常にありがたいようですが、實際上においてそういう御説明がありましたうな金で運営される場合に、こういう金が一体出ますか、集まる可能性がありますか。

○中島政府委員 この費用の財源として、われ／＼一審期待しております

すのは資金運用部の資金の貸付けを期待してあるわけでありまして、それが相入ればこれから出せるというところになるわけでありまして、これは事業団の成立以後、その内容等によつてまた具体的にきまらるもので、現在までそれがどの程度確実であるかということについては申し上げる段階ではございません。

○中村委員長 青野君。

○青野委員 第二章四十七条までの今日は質問ですが、本会議があるので、各党それ／＼代議士会がありまして、時間の制約せられておりますので、この次の通商産業委員会ですつと三章から質疑が続行されます。非常に重大な問題は三章から先であります。一章二章を略するわけではございませんが、一章二章の中で特に委員が質問をしたと思ふことは、三章に入りまして委員長においてしかるべくとりはからつてもらいたい。

それから同僚田代議員からも希望がございましたが、きのうのような各党の代表の総括質問の場合はどんなに用事があつても、もし通商産業大臣が出席できないような用件があつても必ず次官が出て来るように、担当の局長だけに一切をまかせておいて、こういう重大な問題に冷淡では困る。議事を進行する上にも、われ／＼委員がこの法案を審議する上につきましても、やはり政府側も熱意を示し、万障を排して出て来るようにしてもらいたいと思ひます。月曜日になるか火曜日になるかしれません。次の通産委員会には必ず通産大臣なり次官がぜひ出て来るように、ひとつ委員長の方からおとりはからいをお願いしたい、こういうことを希望

いたしました。三章から先の質問になりました。多少私は大臣なり次官なりが出て来たときに直接お尋ねしたい問題が一章二章の中にもありますので、これをひとつ保留してこの点を委員長に希望しておきます。

○中村委員長 ただいまの青野君の御発言の御趣旨は委員長において了承いたしました。

今日はこの程度といたし、次会は十三日午後一時より開会いたします。今日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会

昭和二十七年五月十五日印刷

昭和二十七年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所